

令和6年度 入札参加制限(指名停止)措置業者一覧

番号	業者名	所在地	措置期間		適用条項※	理由	
1	中部電力ミライズ(株)	愛知県 名古屋市 東区	R6.4.25	～ R6.7.24	3か月 ※課徴金 減免制度 の対象事 業者である ため、措置 期間を3か 月に軽減	別表第2の2の項措置要件の欄1 (独占禁止法違反行為)	大口顧客向けのガス契約において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年3月4日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。
2	日管(株)	静岡県 浜松市 中央区	R6.5.28	～ R6.6.27	1か月	別表第2の5の項措置要件の欄1 (不正又は不誠実な行為)	日管株式会社の元役員は、元千代田区議会議員から同区発注案件の入札情報を得た見返りに、贈賄行為を行ったため。なお、贈賄行為は公訴時効(3年)が成立しており、逮捕等は行われていない。
3	日本ゼネラルフード(株)	愛知県 名古屋市 中区	R6.6.27	～ R6.9.26	3か月 ※課徴金 減免制度 の対象事 業者である ため、措置 期間を3か 月に軽減	別表第2の2の項措置要件の欄1 (独占禁止法違反行為)	愛知県名古屋市が発注する公立中学校向けの給食業務の入札等において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月22日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令又は違反事実の認定を受けたため。
4	葉隠勇進(株)	東京都 港区	R6.6.27	～ R6.9.26	3か月 ※課徴金 減免制度 の対象事 業者である ため、措置 期間を3か 月に軽減		
5	(株)魚国総本社	大阪府 大阪市 中央区	R6.6.27	～ R6.12.26	6か月		

番号	業者名	所在地	措置期間		適用条項※	理由
6	東武トップツアーズ(株)	東京都墨田区	R6.6.27	～ R6.9.26	別表第2の2の項措置要件の欄1 (独占禁止法違反行為)	青森県青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札等において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日に公正取引委員会から排除措置命令又は違反事実の認定を受けたため。
7	近畿日本ツーリスト(株)	東京都新宿区	R6.6.27	～ R6.9.26		
8	(株)JTB	東京都品川区	R6.6.27	～ R6.12.26		
9	大成建設(株)	東京都新宿区	R6.7.22	～ R6.8.21	別表第2の5の項措置要件の欄1 (不正又は不誠実な行為)	大成建設株式会社が代表構成員を務める共同企業体で施工中の「中央新幹線南アルプストンネル新設(山梨工区)」にて発生した労働災害の事実を、下請会社が労働基準監督署に報告せず、大成建設株式会社社員もこれに関与した。 このことにより、大成建設株式会社社員は、令和6年3月19日に鰺沢区検察庁から労働安全衛生法違反により略式起訴され、同年3月26日に、鰺沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたため。
10	富士ロードサービス(株)	静岡県富士市	R6.9.25	～ R6.10.24	別表第2の5の項措置要件の欄1 (不正又は不誠実な行為)	静岡県伊東市発注の「令和5年度 湯川・松原処理分区マンホール改築工事」において、令和5年11月14日、マンホール内での作業中に作業員1名が墜落し死亡する事故が発生した。 このことにより、富士ロードサービス株式会社及び同社役員は、労働安全衛生法違反により略式起訴され、令和6年7月9日に熱海簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたため。

番号	業者名	所在地	措置期間		適用条項※	理由
11	(株)橋本組	静岡県 焼津市	R6.10.21	～ R6.11.20 1か月	別表第1の2の項措置要件の欄2 (過失による粗雑工事等)	株式会社橋本組は、発注者である焼津市から直接請け負った「令和元年度焼津市ターントクルこども館建設工事(債務負担行為)(建築工事)」において、1階鉄筋コンクリートの柱を本来と異なる位置に打設したため、当該打設により生じた位置の差異の補正に際し、公共建築工事標準仕様書(建築工事編)に基づかない塗厚、工法によりモルタルを施工し、供用後に当該モルタルの一部が剥落する事故を生じさせる等、粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵を生じさせた。また、当該施工不良を認識していながら、その旨を発注者へ報告せずに隠蔽し、設計図書のとおりに施工したかのような虚偽の施工図等を発注者に提出した。 このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和6年9月3日、中部地方整備局より、監督処分(営業停止)を受けたため。
12	(株)佐藤渡辺	東京都 港区	R7.2.4	～ R7.8.3 6か月	別表第2の3の項措置要件の欄1 (競争入札妨害又は談合)	株式会社佐藤渡辺の石川営業所長は、令和4年9月に福島県石川町が入札執行した工事を巡り、令和6年10月に郡山区検察庁から談合罪で略式起訴され、郡山簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたため。
13	(株)ハローG	静岡県 焼津市	R7.2.21	～ R7.3.20 1か月	別表第2の5の項措置要件の欄1 (不正又は不誠実な行為)	株式会社ハローGの代表取締役は、令和6年4月、富士市でプロパンガスの訪問販売を行う際、申込時に法定事項が記載されていない不備のある書面を交付し、売買契約解除(クーリングオフ)に関する説明を故意にしなかったほか、契約書を交付しなかったとして、令和7年2月5日に特定商取引法違反の容疑で逮捕されたため。
14	パナソニックEWエンジニアリング(株)	大阪府 大阪市 中央区	R7.2.21	～ R7.3.20 1か月	別表第2の4の項措置要件の欄1 (建設業法違反行為)	パナソニックEWエンジニアリング株式会社は、建設業法の規定に違反し、資格要件を満たさない者を主任技術者や専任技術者として工事現場や営業所に配置していた。これらのことが建設業法第28条第1項第2号及び第1項本文に該当するとして、令和7年1月31日、近畿地方整備局長より、監督処分(営業停止及び指示処分)を受けたため。

※「島田市入札参加制限等措置要綱」における適用条項